令和６年今金町総務産業常任委員会（１日目）

令和６年２月２７日（火）

○議事日程

１．委員長あいさつ
２．町長あいさつ
３．補助金交付に係る不適切処理事案の経過について
４．定例会提案案件の説明
５．各課説明事項について
（１）総務グループ
① 総務財政課
② まちづくり推進課
③ 税務住民課
④ 保健福祉課
⑤ 介護老人保健施設
⑥ 国保病院

○出席委員（１１名）

委員長	７番	村上忠弘君	副委員長	６番	岸　徹也君
	１番	苅屋泰裕君		２番	岸　雅子君
	４番	上村　忠君		５番	内ケ島祐一君
	８番	川上絹子君		９番	向井孝一君
	１０番	村瀬　廣君		１１番	日置紳一君
（議長	芳賀芳夫君）				

○欠席委員（１名）

３番　矢内義則君

○出席説明員

町長	中島	光弘	君
副町長	森	朋彦	君
総務財政課長兼選管書記長	山田	薫	君
総務財政課長補佐	竹内	佳生	君
総務財政課主幹	松浦	秀明	君
まちづくり推進課長	鈴木	正之	君

まちづくり推進課長補佐	佐藤　直樹　君
会計管理者	成田　光康　君
税務住民課長	山田　哲也　君
税務住民課長補佐	森山　英樹　君
保健福祉課長	岸　貴之　君
保健福祉課長補佐	山田　薫　君
保健福祉課主幹	村上　拓也　君
〃	吉田　明弘　君
〃	小野寺　さやか　君
介護老人保健施設事務長	立島　剛　君
国保病院事務長	杉山　輝希　君
国保病院事務局主幹	濱谷　幸男　君

○出席事務局職員

議会事務局長　兼監査委員書記長	伊藤　靖徳　君
議会事務局主事	五十嵐　陽基　君

開会　午前１０時００分

◎委員長あいさつ

○委員長（村上忠弘君）　おはようございます。

令和６年第１回３月定例会に向けての総務産業常任委員会に、委員各位はもとより、理事者、それから各課職員の方々にもご出席いただきましてまことにありがとうございます。

本日も、説明事項、報告事項等用意されております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

また、本日、総務グループ、それから、明日、産業グループと２日間の日程で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げ、開会のあいさつといたします。

◎町長あいさつ

○委員長（村上忠弘君）　町長が出席されておりますので、開議に先立ち、ごあいさつをお願いいたします。

町長、中島君。

○町長（中島光弘君）　おはようございます。

日ごろから大変お世話になっております。私の方から４点ほど、緊急も含めて情報提供等をさせていただきたいと思います。

１点目は、能登半島地震に係る職員の派遣についてであります。

石川県珠洲市への災害派遣を、１月１９日から２月２９日まで実施をいたしますが、今金町からはこれまでも４名の職員の派遣を行っているところでありますが、３月に係る災害派遣については、先日檜山町村会、江差町長、檜山町村会事務局で協議がなされ、３月末まで珠洲市への派遣を継続実施することで各町の町長も了承をしたところであります。

派遣については、各班２名、同じ町から２名であります。今金町からは３月１１日から１６日の６日間の派遣を予定をしております。

また、介護老人保健福祉施設の男性介護福祉士１名が、北海道の要請により被災者を一時的に収容する金沢市の１．５次避難所へ、２月２３日から２８日の６日間派遣を予定しておりましたが、現地からの要請によりまして、１日延ばしまして２９日まで７日間派遣をすることといたしております。

２点目であります。答申素案関係３点が町長の方に提出を受けました。

１点目は、２月１９日、ふるさと創生支援委員会より、議会からご意見を踏まえて検討をお願いをしておりました活用推進策について、報告と提案をいただきましたので、今後検討の上、住民周知も含め活力と魅力に満ちたまちづくりの推進に取り組んでまいります。

２点目は、２月２０日、今金町ゼロカーボンシティ宣言、昨年６月１３日に今金町もしておりますけれども、これに伴う今金町地域温暖化対策実行計画の施策案に

関する答申を、今金町グリーン成長戦略検討会から答申をいただきました。町民、事業者、行政のそれぞれが主体となり、削減目標のため具体策、適応策等に取り組んでまいります。

３点目は、同日保健福祉課から３つの新計画の素案を策定委員会から答申をいただきました。１つは、今金町高齢者保健福祉計画、第９期介護保険事業計画、２つ目は今金町障がい者計画、３つ目は今金町障がい者福祉計画であります。それぞれの分野で、本町の福祉のしるべとなる計画でありますので、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

３点目であります。

道路工業株式会社より３００万円の寄附をいただきました。創立１００年を記念し、これまでかかわりのあった今金町に対して、森林資源の活用施策などに役立たせてくださいとの意向で寄附がありました。貴重なご寄附を森林活用施策に使わせていただく所存であります。

なお、贈呈式を３月２２日金曜日、道路工業株式会社の中田社長様、山田総務部長様、道南所長の原口所長様が出席をして開催する予定であります。

次に、最後４点目でありますが、まちづくり推進課所管補助金交付に係る不適切処理事案について報告をいたします。

議会を始め町民の皆さんにご心配をいただいております本事案につきましては、適正に対処することを基本としてまいりましたが、この度、佐々木総合法律事務所と協議をし、近日中にせたな警察署に業務上横領罪の疑いがある関与者１名に対して告発状を提出し、受理いただく予定であることをご報告をいたします。

その他関連予算についても、あわせて捜査をしていただくようお願いをしてまいります。

なお、今後は、告発状が受理され、当局の捜査段階になることから、必要な協力はしてまいりますが、町から捜査に関する情報の提供はできませんのでよろしくお願いをいたします。

また、町としましては、補助金等の事務検査の見直しや、再発防止に向けた対策、補助金等交付団体に対する適切な指導などに取り組んでまいります。

こののち、これまで告発事務の推進上、報告できなかった経過について、資料により副町長より説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

よろしくお願いします。

◎開会の宣告

○委員長（村上忠弘君）　矢内委員より欠席の届け出があります。

ただいまの出席委員は１０名で、定足数に達しておりますので、総務産業常任委員会を開会いたします。

◎補助金交付に係る不適切処理事案の経過について

○委員長（村上忠弘君）　始めに、補助金交付に係る不適切処理事案の経過について説明願います。

副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　おはようございます。

それでは、ただいま町長からありました補助金の不適切処理事案にかかわる刑事告発について、ご報告を申し上げたいと思います。

本件につきましては、今金町観光協会観光事業補助金及びソーシャルタウン今金町推進協議会補助金の不適切処理事案に関し、弁護士事務所との委任契約による事実確認調査の結果を踏まえ、業務上横領罪の疑いで、刑事訴訟法第２３９条第２項の規定に基づき、近日中に北海道函館方面せたな警察署に刑事告発する運びとなったことを報告するものであります。

前段、口頭で報告を申し上げます。

被告発人につきましては、弁護士事務所に対し調査を委任しておりました、令和２年度から令和４年度の３カ年にわたる今金町観光協会観光事業補助金及びソーシャルタウン今金町推進協議会補助金にかかわっていた事務担当者１名であります。

その罪状でございますが、業務上横領罪の疑い。

概要といたしましては、被告発人は当該団体の経理事務全般における中心担当者であり、自らの立場を利用し、自己の用途に費消する目的で、当該団体の会計から無断で現金を着服した疑いが判明したものでございます。

事案の発覚、経過等でございますが、令和５年４月１０日に実施をしました、令和４年度今金町観光協会観光事業補助金及び令和４年度ソーシャルタウン今金町推進協議会補助金の現地検査において、今金町補助金等交付規則第１７条に抵触すると疑われる不適切事案が発見され、令和５年７月２７日付で締結いたしました弁護士事務所との委任契約に基づく事実確認調査を経て、本告発に至ろうとするものであります。

なお、被告発人は、事案発覚の当初から事実確認のための内部調査に応じることはなく、内部調査等の初期の段階で代理弁護人をつけるなど、事実確認調査に非協力的で、誠実でなかったことなどから、隠ぺい行為など事実確認調査への影響を考慮し、具体的な公表は差し控えてきたところであります。

今後においては、その他の不正行為の究明など、全容解明のため当局の捜査及び方針に対し全面的に協力するものでございます。

以下、配付の資料に基づきまして説明をさせていただきます。

資料の１ページ、お願いをいたします。

１ページの文章部分でありますが、調査に至った経過、それから、ただいま口頭で説明した内容も含みますので省略をさせていただきまして、中段からの時系列で整理をいたしました経過概要表で説明をさせていただきます。

なお、１項目ごとの説明はいたしません。各段階ごとにまとめて説明をしますので、詳細については、資料の記載内容にて確認をお願いいたします。

まず、１ページ中段の表の始めから２ページ、５月１９日までの間でありますが、こちらは４月１０日に行いました、まちづくり推進課による現地検査の実施状況及びその検査結果から、弁護士事務所への無料法律相談を踏まえまして、本件の取り扱いに関する役場場内での内部協議の経過を記したものであります。

次に、２ページ、５月２２日から３ページの６月２８日までの経過であります。

まちづくり推進課が行った現地調査の結果を当該補助団体に対して通知したところから、当該補助団体の内部調査及び当該団体における、その結果を受けての対応方針の決議を経まして、町へ当該団体より回答を報告されたところまでの経過であります。

なお、この間、６月２７日付で被告発人の代理弁護人が発出をしました受任通知の送付があったところでありまして、これ以後は被告発人への直接の連絡、接見はできず、本件にかかわるすべてのことは代理弁護人を経なければならないこととされました。

３ページ、７月７日から、５ページの１０月２７日までの経過であります。事実確認調査の事務委任、並びに事実確認調査にかかわる経過をそれぞれ記載をしてあります。４ページにございます７月２７日に開催をいただきました第５回臨時会におきまして、弁護士事務所との事務委任契約にかかわる予算を可決をいただきました。可決後、速やかに同日付で事務委任契約を締結をした経過であります。

その後、９月２７日から２８日のテレビ報道及び新聞報道を受けまして、１０月３日に総務産業常任委員会を開催をいただき、報道対応についてご説明を申し上げたところであります。

また、１０月３日付で被告発人の代理弁護人あてに、当方の弁護士事務所から受任通知を行い、被告発人に対するヒアリングを予定する旨通知したところでありますが、相手方代理弁護人からは、５ページにあります、１０月５日付で本人面談によらずヒアリング事項を書面にて取り交わしたい旨の回答があったところであります。

５ページ、１１月７日から６ページ最終まででありますが、せたな署への事件相談を開始し、告発状提出を予定するに至るまでの経過を記載をしております。

記載のとおり、１０月２７日に町長が弁護士事務所を訪問し、方向性の協議を経まして１１月７日に町長がせたな署長を訪問、事件相談の概要を説明をしたところであります。

これ以降につきましては、商工会とともに捜査協力を行うとともに、逐次せたな署や弁護士事務所との相談、協議調整を重ね、近日中にせたな警察署へ告発状を提出できるこの度の運びとなったところでございます。

以上が、一連の経過ということになります。

次に、７ページ、お願いをいたします。

こちらは法務省のホームページから抜粋をしました、刑事事件及び民事訴訟のフローチャートになっております。

刑事事件につきましては、上段の囲みの流れで進みますが、現在は告発状提出の段階まで来ておりますので、告発状提出後は、事件受理、そして事件処理という次の段階へ進むことになります。

こちらは検察が捜査を行う段階ということでありまして、①、②として記載がありますとおり、検察官が主体となって捜査を行い、取り調べや各種令状の請求とその執行などが行われ、捜査の結果によって、起訴あるいは不起訴が検察官によって判断されることになります。

起訴されますと、裁判が提起されまして、罪状が問われるということになります。

以上、資料によりまして、経過並びに今後のフローについて説明をいたしました。

ただいまの説明で申し上げましたとおり、調査で確認された事実に基づきまして、足踏みをすることなく、それぞれの段階を踏み着実に必要な取り組みを進めてきた経過でありますので、ご理解をお願いいたします。

なお、被告発人の行為につきましては、町行政及び補助金交付事業の信頼を著しく損ねたばかりではなく、公益性がある当該補助団体の存在意義をも揺るがしかねないばかりか、その他の関係機関、団体や関係事業に善意でかかわってきた関係者に対するいわれのない風評など、地域に与えた影響の大きさは甚大で、決して看過できるものではありません。本告発においては、厳正な刑事処分、処罰が下ることを求めるものであるとともに、告発に関係するその他一切の事実関係についても、厳格な審査を求めるものであります。

また、繰り返しになりますが、今後は捜査当局に対して、全面的に協力をするところであり、捜査に支障を生じさせることがないよう、情報の取り扱いについては捜査当局の方針に委ねることとなりますので、ご承知いただきますようにお願いをし、報告とさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（村上忠弘君）　説明が終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑があればお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（村上忠弘君）　ないようですので、質疑を終わります。

◎定例会提案案件の説明

○委員長（村上忠弘君）　次に、３月定例会に提案する案件について、副町長より説明があります。

副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　それでは、令和６年度第１回定例会に提案を予定しております案件につきまして、ご説明を申し上げます。

今回提案予定の案件は２９件でありまして、その内訳は、条例提案について、一部改正が１２件で、議案第１号　今金町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第２号　今金町行政手続等に

おける情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第３号　今金町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び今金町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第４号　今金町専門職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第５号　今金町職員感染症等防疫作業手当支給に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第６号　督促手数料の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例制定について、議案第７号　今金町特別会計条例の一部を改正する条例制定について、議案第８号　今金町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第９号　今金町介護保険条例等の一部を改正する条例制定について、議案第１０号　今金町簡易水道事業給水条例及び今金町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第１１号　今金町営住宅条例の一部を改正する条例制定について、議案第１２号　今金町保健医療介護等奨学金貸与条例の一部を改正する条例制定についてであります、

指定管理者の指定にかかわるものが１件で、議案第１３号　プラザ２１に係る指定管理者の指定についてです。

令和５年度の一般会計を始め各特別会計の補正予算が８件で、議案第１４号　今金町一般会計補正予算（第６号)、議案第１５号　今金町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第４号)、議案第１６号　今金町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号)、議案第１７号　今金町介護保険特別会計補正予算（第４号)、議案第１８号　今金町介護老人保健施設特別会計補正予算（第４号)、議案第１９号　今金町国民健康保険特別会計施設勘定補正予算（第４号)、議案第２０号　今金町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号)、議案第２１号　今金町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）であります。

次に、令和６年度の一般会計を始め各特別会計予算が８件で、議案第２２号　今金町一般会計予算、議案第２３号　今金町国民健康保険特別会計事業勘定予算、議案第２４号　今金町後期高齢者医療特別会計予算、議案第２５号　今金町介護保険特別会計予算、議案第２６号　今金町介護老人保健施設特別会計予算、議案第２７号　今金町国民健康保険特別会計施設勘定予算、議案第２８号　今金町簡易水道事業特別会計予算、議案第２９号　今金町公共下水道事業特別会計予算であり、以上、提案予定案件は合計２９件であります。

それでは、こののち各所管課より説明を申し上げます今年度の各会計の補正予算及び新年度予算を除き、その他の予定案件につきまして提案理由を申し上げます。

議案第１号　今金町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定については、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の改正に伴い、情報提供ネットワークを使用した情報連携を行う事務及び特定個人情報を法改正後の表記に改めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第２号　今金町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例制定については、情報通信の技術を活用した行政推進のため、情報通信技術の利用のための能力、または利用の機会における格差是正など、手続等にかかわる利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化を図り、町民生活の向上に寄与することを目的とするため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第３号　今金町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び今金町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定については、地方自治法の一部を改正する法律の改正に伴い、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給することが法律上可能とされたことから、勤勉手当を支給する規定を追加するため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第４号　今金町専門職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、薬剤師においては、新規採用者の確保が非常に厳しい状況が続いており、病院運営において必須となる薬剤師の確保に向けて、給料月額の改定による処遇改善を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第５号　今金町職員感染症等防疫作業手当支給に関する条例の一部を改正する条例制定については、令和５年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱が一部改正され、業務手当の支給に限度額が設けられたことから、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第６号　督促手数料の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例制定については、令和５年度からＱＲコードを利用した納付が開始されたことにより、督促手数料が加算された場合、初回の納付書では督促手数料を納められない金融機関があり、これらを解消するためには納付書の再発行が必要であることから、税の公平さの確保と納付書の再発行経費の削減を図るため、また、他の料金の督促手数料についても、町として統一の取り扱いとするため、関連する８条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第７号　今金町特別会計条例の一部を改正する条例制定については、人口３万人未満における市区町村の簡易水道事業と公共下水道事業においては、令和６年４月１日までに地方公営企業法を適用し公営企業会計に移行することから、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第８号　今金町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、市町村が条例で特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準を定める際の従うべき基準、参酌すべき基準を定める内閣府令の一部が改正され、特定教育・保育を提供するに当たっての取り扱い方針を定める規定中の引用を改めるほか、特別利用保育、特別利用教育を提供する場合の基準府令における読み替え規定の内容を一部見直すため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第９号　今金町介護保険条例等の一部を改正する条例制定については、令和

６年度から実施される、今金町高齢者福祉計画、第９期介護事業計画において、介護保険料を前回同様の料金に据え置くこととし、また、第１号被保険者の標準所得金額を現行の９段階から１３段階に改正することに加え、地域包括支援センターが行っている指定介護予防支援事業が、指定居宅介護支援事業所においても指定可能となる改正、並びに指定居宅介護支援事業所の指定居宅介護支援において、介護支援専門員が提供できる１人当たり取扱件数の見直し等の改正を行うため、関連する３条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第１０号　今金町簡易水道事業給水条例及び今金町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、生活衛生等関係行政の機能強化を図るため、生活衛生等関係行政の機能強化のため、関係法律の整備に関する法律が制定され、水道整備管理行政を所管する厚生労働省から国土交通省への移管と水質基準の策定等に関しても、所管する厚生労働省から環境省への移管が行われるころから、関連する２条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第１１号　今金町営住宅条例の一部を改正する条例制定については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が公布され、接近禁止命令と退居等命令が定義されたことから、本条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、議案と一緒に一連送付しておりました議会提出議案提案要旨の一覧表でありますが、件名欄に記載の条例名において、今金町営住宅条例とすべきところを条例の２文字が抜け落ち、今金町営住宅としてしまいました。訂正しておわびを申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

議案第１２号　今金町保健医療介護等奨学金貸与条例の一部を改正する条例制定については、本町に必要な保健医療介護等に従事する技術職員を育成することを目的に奨学金の貸与を行ってきましたが、薬剤師においては、民間との給与格差や調剤薬局の増加に伴う就職先の多様化等により確保が難しく、また、修学期間が６年と他の技術職員と比較しても修学に要する費用の格差が大きいことから、薬剤師の奨学金の月額貸与額を改定するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第１３号　プラザ２１に係る指定管理者の指定については、当該公の施設の指定管理者を、令和６年４月１日より指定するため、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上、説明を申し上げました。

ご配慮方賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○委員長（村上忠弘君）　説明が終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑があればお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（村上忠弘君）　質疑を終わります。

◎各課説明事項について

○委員長（村上忠弘君）　これより、各課説明事項についてを議題といたします。

本日は、総務グループの説明をいただきます。

始めに、総務財政課より説明願います。

総務財政課長、山田君。

○総務財政課長（山田　薫君）　（総務財政課長朗読説明、記載省略）

○委員長（村上忠弘君）　総務財政課長補佐、竹内君。

○総務財政課長補佐（竹内佳生君）　（総務財政課長補佐朗読説明、記載省略）

○委員長（村上忠弘君）　説明が終わりました。

ただいまの説明に対し質疑があればお受けいたします。

日置君。

○１１番（日置紳一君）　２０ページ、役場庁舎の空調設備についてお伺いします。

昨年は大変な猛暑で、役場庁舎内の環境もかなり劣悪なものがあって、職員の皆様の健康を大変心配していたんですけれども、今年がそういうふうになれば、また大変かなと思っていたところに予算が出ていましたので、それは全くそのまま、私は賛成したいと思いますけれども、この台数と、大まかでいいので全体のできれば１つの単価をお聞きしたいんだけども。あと合計の金額、教えていただけますか。

○委員長（村上忠弘君）　総務財政課長、山田君。

○総務財政課長（山田　薫君）　日置委員の質問にお答えをいたします。

まず、予算の総額でございますけれども、空調施設費、設置費といたしましては、役場庁舎全体で３，８５０万円です。その際、電力が不足いたしますので、動力電源の修繕、追加といたしまして予算で４７０万円と、変電施設の改造費で２５０万円がありますので、合計で４，５７０万円という予算で、今回役場庁舎の空調設備を設置しようとするものでございます。

また、台数でありますけれども、１階フロアが１１台、２階フロアが１２台、３階フロアが８台でございます。既に一部の会議室等で設置しているものは、今回の設置には入っておりませんので、設置されていない各フロア、各部屋に設置するものでございます。

以上でございます。

○委員長（村上忠弘君）　日置君。

○１１番（日置紳一君）　わかりました。いつものことですけれども、道単価ということになると思うので、私たちの感覚とは大分値段が乖離あるんですけれども、できればどういう方向をとろうとしているかわかりませんけれども、入札等を利用して、少しでも安価で、いま出た金額よりも少しでも安くできるような努力をしていただきたいなと思いますけれども、いかがですか。

○委員長（村上忠弘君）　総務財政課長、山田君。

○総務財政課長（山田　薫君）　お答えをいたします。

以前までも設置した箇所というのは、公共施設ではたくさんあります。例えばとしべつですとか、消防庁舎、あと各公共施設もありますけれども、その設置する際も、修繕料といたしました計上で管理をしております。

その際、その施設、施設で電力系統とか電力の容量を、詳しい業者が居ますので、そちらの方にお願いをして、なるべく安くという業者選定をしておりますので、今回の役場庁舎も、その業者に発注する予定でございますので、そういった詳しい、専門的な知識を持った、そして、この役場庁舎の概要をよく知り得た業者にお願いをしようと思っています。

ご意見をいただいた、なるべく単価を下げてというのは、もちろん私たちも行政をあずかる立場でございますので、もちろん業者の方にはきちんとその旨、話をしてなるべく安くということでお願いをする予定でございますので。

予算可決後、今年の暑い季節までには設置をしたいと思いますので、契約前といいますか、予算の４月１日から走る以前に、ちょっとその業者とは事前には打ち合わせはさせていただきたいなという方向性でおりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（村上忠弘君）　他にございませんか。

１番、苅屋君。

○１番（苅屋泰裕君）　ちょっと先ほどの関連で、役場の空調なんですけれども、これ１階に１１台とかっていう話なんですけれども、その機械はホーム用なんですか。家用のやつで、１１台で大まか、この１階フロアはすべて賄えるというような理解でよろしいのか教えてください。

○委員長（村上忠弘君）　総務財政課長、山田君。

○総務財政課長（山田　薫君）　としべつの事務所とかに設置しているのは、業務用のエアコンという設置なんですけれども、それは天井に埋込式の正式なそういった施設を加味した空調設備ですが、役場は老朽化もありますので、天井に設置するということは、この庁舎本体にも躯体の強弱もありますので、なかなか天井に穴をあけて専門的な、業務用な施設を、設備を設置するということはなかなか難しいという技術的なものもありますので、壁かけタイプの一般家庭用で設置するような、ちょっと大き目のものを設置いたします。

ただ、１階フロアとかは、天井高がありますし、ましてこの議場も天井高がありますので、そこで空調を入れた時に快適に、快適と言ったらおかしいですけれども、きちんとした冷房施設になるかどうかはちょっと不透明でございますけれども、なるべく温度を下げるような、そして、業務に支障がないような空調の管理をさせていただきたいと思っております。

○委員長（村上忠弘君）　苅屋君。

○１番（苅屋泰裕君）　わかりました。

ちょっと質問を変えます。２ページ、情報通信技術の利用に関する条例の一部改正案について。教えてほしいんですけれども、この第３条の電子情報処理組織とい

うものは、一体どういうものかちょっと教えていただけますか。
○委員長（村上忠弘君）　総務財政課長補佐、竹内君。
○総務財政課長補佐（竹内佳生君）　その質問なんですが、電子情報処理組織というものは、町とあと申請者、個人の方のパソコンをインターネット接続する組織という、普通のインターネットではなくて、自治体用語で言うとＬＧＷＡＮみたいな、保護されているネットの環境のことを意味する言葉になります。
○委員長（村上忠弘君）　苅屋君。
○１番（苅屋泰裕君）　そうなると、これ使用する方法で、町民の方々はあまりここにはそんなに該当しないんですかね。利用する方法でできる、申請っていうところでいくと。すみません、そこを教えてください。
○委員長（村上忠弘君）　総務財政課長補佐、竹内君。
○総務財政課長補佐（竹内佳生君）　先ほど説明した処理組織というのが、ＬＧＷＡＮとかで保護されているものでありまして、そちら、マイナンバーとか個人番号とか使うものでありますので、情報が漏えいしないような組織でありますので、一般の方が使うという情報通信技術というものがあるんですが、こちらがＩＣＴということで、インターネットの中でスマホとかそういうものの回線を使うんですけれども、こちらの組織を使うことによって、情報漏えいとかの危険性が少ないということの利用になります。
○委員長（村上忠弘君）　苅屋君。
○１番（苅屋泰裕君）　わかりました。ありがとうございます。
　また質問をちょっと変えさせていただきます。１１ページ、旧マーケット跡地整備事業なんですけれども、設計業務の話なんですけれども、これアスファルトとか、これから行われると思うんですけれども、ここの場所の今後の活用方法っていうことはどのように考えていらっしゃるか教えてください。
○委員長（村上忠弘君）　総務財政課長、山田君。
○総務財政課長（山田　薫君）　お答えをいたします。
　整備したのちということでございますけれども、お話をいただいているのは、いまここが所在する八幡町町内会の方々からちょっとお話をいただいているのは、家族、あと子どもたちを連れていくようなちょっとした広場として欲しいと。その際、何かイベント事をする時に、水飲み場だったり、電気施設が使えたらいいですねというお言葉をいただいておりますので、そういった、町内会活動もそうですし、各団体が行うイベントごと、事業ごとに活用していただければなと思います。
　ただ、隣にデ・モーレンのでかい公園も、広場もありますので、そこに入る規模ではなく、小規模の方々がここで集えるような広場になればいいなといま考えておりますので、よろしくお願いをいたします。
○委員長（村上忠弘君）　苅屋君。
○１番（苅屋泰裕君）　ということは、水を使うという、イベントによっては水を使うということはあると思うんですけれども、その時は、この散水栓等を使って水を

確保するなどのことがあるということでいいんですね。
　そうしたら、ここ、今後例えば必要なベンチとかそういうことも話になってくると思うんですが、それは今後いろいろ検討しながらということでよろしいですか。
○委員長（村上忠弘君）　総務財政課長、山田君。
○総務財政課長（山田　薫君）　おっしゃるとおりでございます。散水栓ボックスも、常時地上に出ているわけじゃなくて、格納して、ふだんは地下に埋込式で、使用する時に立ち上げて使用するということと、あと、電気設備も、いま照明灯が４基ありますけれども、４基それぞれ電源設備をつけますので、どこかに偏って電気設備を使うんじゃなくて、どこの場所でも電気を使えるということで、いま設計をしている最中でございますのでよろしくお願いいたします。
○委員長（村上忠弘君）　他にございませんか。
　岸徹也君。
○６番（岸　徹也君）　いまのとちょっと関連するんですけれども、その旧マーケット跡地有効活用、これは大変重要だと思うんですが、同時に、町有地の処分というんでしょうか、財産収入という観点から言えば、地先の方々が何かそういった、あの土地を所有したいんだと、そういうものというのは特段なかったと。その結果、今回のような跡地の有効活用にいまつながっているんだと、そういう理解でよろしかったでしょうか。
○委員長（村上忠弘君）　総務財政課長、山田君。
○総務財政課長（山田　薫君）　取り壊しをする計画を立ててから、近隣の民間の方々、民地の方々もそういったお声は入っておりませんので、町がこれから取り壊して、そして、跡地整備をするということで、当初からの計画となっておりますのでよろしくお願いいたします。
○委員長（村上忠弘君）　よろしいですか。
　他にございませんか。
（「なし」の声あり）
○委員長（村上忠弘君）　以上で、総務財政課の質疑を終わります。
　１１時３０分まで休憩いたします。

休憩　午前１１時１５分
再開　午前１１時３０分

○委員長（村上忠弘君）　休憩を解き、会議を再開いたします。
　次に、まちづくり推進課より説明願います。
　まちづくり推進課長、鈴木君。
○まちづくり推進課長（鈴木正之君）　（まちづくり推進課長朗読説明、記載省略）
○委員長（村上忠弘君）　まちづくり推進課長補佐、佐藤君。
○まちづくり推進課長補佐（佐藤直樹君）　（まちづくり推進課長補佐朗読説明、記

載省略）
○委員長（村上忠弘君）　説明が終わりました。
　ただいまの説明に対し、質疑があればお受けいたします。
　向井君。
○９番（向井孝一君）　まずは、プラザ２１の指定管理料というのは幾らか、金額を教えてください。
　それと、今金町の観光施設指定管理料という部分も、金額を教えていただきたい。
○委員長（村上忠弘君）　答弁よろしいですか。
　まちづくり推進課長、鈴木君。
○まちづくり推進課長（鈴木正之君）　まず、プラザ２１の指定管理については、当初予算１４０万円を見込んでおります。
　それから、観光施設については、クアプラザの関係で、ＴＴＮと契約を結んでいるもので、当初予算では４，７００万円を計上しております。
○委員長（村上忠弘君）　向井君。
○９番（向井孝一君）　今日まで、商工会が雇用した職員の問題について、なかなか出口の見えない状況が今回まで続いていたわけですが、ようやく先ほど理事者側から説明があったわけです。
　そういう中で、ｉ・スマイル、それからソーシャル、彼が商工会を退職したのはいつなのかということと、それから、ＴＡＩＳＨＩという部分、それと。
（何事か言う声あり）
○９番（向井孝一君）　あのね、常任委員会だからこういう質問できるんですよ。本会議ではしません。
○委員長（村上忠弘君）　向井君、ちょっと議題と違うんですよね。
○９番（向井孝一君）　なぜかというと、要するに我々はｉ・スマイルのやっている事業というのは、本当に今後も障がい者雇用というのはきちっと続けていただきたいという思いで、いま質問しています。
　なぜかというと、やはりｉ・スマイル、ソーシャル、どうも彼が来てから、株式会社ＴＡＩＳＨＩという部分と、これＴＡＩＳＨＩというのは、いま、ｉ・スマイルの事業を受けてやっているわけですか。
○委員長（村上忠弘君）　向井君、ちょっと質問は、いま予算にかかわる質問であればいいんですけれども、ちょっとこれは、先ほどその部分にかかわる部分で質問していただければよかったんですけれども、ここでの質問とはちょっと違いますので。
○９番（向井孝一君）　わかりました。このあとで、それに対するあれをやるでしょう。請願の部分でね。そっちの方で質問します、そうしたら。
○委員長（村上忠弘君）　請願の部分では、理事者からの答弁はないですから。請願の部分は。あくまでも常任委員会の中での話ですから。
○９番（向井孝一君）　ですから、常任委員会で質問したいということなんです。
○委員長（村上忠弘君）　だから、ここでは、いま質問する趣旨とちょっと違います

ので、気をつけてください。
○委員長（村上忠弘君）　他にございませんか。
　苅屋君。
○１番（苅屋泰裕君）　１２ページ、今金町ふるさと支援事業規則の一部改正について、理事者の皆さんや委員の皆様のご配慮で、このように使いやすい方向に変えていただいたことは大変感謝いたしたいと思います。これからも、この事業をより活発に活用していただけることを期待しています。
　それで、今後さらに、いまでも大分利用しやすくなってきたのではないかと思うんですけれども、委員会の皆様との議論の中で、今後さらにまた使いやすくしていこうというお話などがあったのか、ちょっと教えていただけますか。
○委員長（村上忠弘君）　町長、中島君。
○町長（中島光弘君）　お答えをしたいと思います。委員長の方が来てくださいまして、議会の中でも有効に使えるように、それから、どっちかというとチャレンジといいますか、そういうものにも予算がつけられるようにということでお話がありまして、担当課通じてもおろしていますけれども、委員会の中でもそういう話が出ていたということで、とにかくこの財源がいろんな挑戦をしたり、まちづくりに特化をしていろんなことをやれるものに支援できるようにしてくださいというお話でした。
　私の方から言ったのは、この手のものって、やっぱり生き物なので、例えばいろんな不備が見つかったり、それから、こんな分野も可能だなということが出てくれば、また、委員会の方に一回落として、皆さんからご意見を聞きたいということを申し上げました。
　それから、もう一つは、せっかくのことですから、いろんなところに周知されないと意味がありませんので、団体も通じて、それから町広報なんかも通じて、より多くの皆さんの方に周知をしていきたいと思っております。
○委員長（村上忠弘君）　苅屋君。
○１番（苅屋泰裕君）　ありがとうございます。今後も活用されることを期待しております。
　ちょっと質問を変えます。１７ページ、ふるさと夢づくり応援寄附金の集計表なんですけれども、これの寄附していただいた皆様の使用用途の、何ていうんですかね、これのために使ってくださいという使用目的があったと思うんですけれども、多くはどういうものにかかわっているもので寄附をいただいたか、わかっていれば教えてください。
○委員長（村上忠弘君）　まちづくり推進課長、鈴木君。
○まちづくり推進課長（鈴木正之君）　寄附いただく段階で、ふるさと夢づくり応援寄附金条例に基づいて、幾つかの指定項目がありまして、それに指定をされる方も居れば、その他ということで、基本的には町側にお任せいただいている方も多くいらっしゃいます。

その中で、基金運用させていただいて、一部はふるさと創生支援事業の財源にさせていただいたり、あとは、庁内の中での財源にさせていただいて、直近では今金中学校の備品購入、それらに財源として充てさせていただいているということであります。

○委員長（村上忠弘君）　よろしいですか。

苅屋君。

○１番（苅屋泰裕君）　すみません、僕の多分言い方が伝わりづらかったかもしれませんけれども、寄附していただいた方が、このまちおこしに使ってくださいとか、教育に使ってくださいとかっていう項目が、どこに指定して寄附していただいたのかという、その集計があれば教えていただきたかったなと思うんですけれども。

令和５年度分の。すみません。

○委員長（村上忠弘君）　答弁調整のため、暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時５０分
再開　午前１１時５２分

○委員長（村上忠弘君）　休憩を解き、開議いたします。

まちづくり推進課長、鈴木君。

○まちづくり推進課長（鈴木正之君）　時間を要して申しわけありません。

ふるさと納税寄附金の一般分なんですけれども、寄附金の使途目的別の集計を令和５年度の６月の常任委員会でも報告させていただいておりますけれども、令和５年度の６月には、前年度分のことも報告させていただいております。

それで、いま手元にあるのが、令和６年の１月までの状況で、全体件数としては１，１１３件、合計で１，６３４万７，０００円ございますけれども、１番多いのが教育及び少子化対策に関する事業ということで３８３件７６７万９，０００円となっておりまして、次に多いのがその他、特に使途を指定しない場合ということで２２３件２６８万５，０００円といった内容になっております。

○委員長（村上忠弘君）　よろしいですか。

向井君。

○９番（向井孝一君）　大事な質問を忘れていました。

ひだまりの件については、どのように考えているのか。

それと、商工会女性部が利用実態のないまま賃貸している部分も、その２つはどういうふうにしているのか。

○委員長（村上忠弘君）　向井君、事実と根拠ときちっと、実態のないというのは。

○９番（向井孝一君）　いや、コロナで休んでいたかもしれないけれども、利用されていないのは事実です。それは女性部の会員から聞いています。

○委員長（村上忠弘君）　まちづくり推進課長、鈴木君。

○まちづくり推進課長（鈴木正之君）　まず、にぎわいプラザについては、これまで

商店街空き店舗活用事業ということで、商店街のシャッターが閉まっているのを少しでも活気を取り戻したいということで、この商店街空き店舗活用事業を実施してきておりましたが、商工会の方で内部検討をした結果、にぎわいプラザについては、今年度限りまでの営業とするということで年末に報告を受けておりまして、今年度、令和６年度の予算については、予算要望もなかったということから、令和６年度の商店街空き店舗活用事業については皆減となっております。

それから、にぎわいハウスについては、地域力再生プロジェクト事業ということで、令和５年度までは補助を出させていただいておりました。これについては、いろんな維持運営費等に係る経費でありまして、今年度についても、例えばクアプラザの年末のオードブルの販売等で使われたりとかということで、活用実績はございますけれども、当初の予定よりは少ない部分もあるかなと思います。

そんな中で、これも商工会の内部で検討されまして、にぎわいハウスについても今年度限りの営業とするということで、これについても、令和６年度の予算要望はございませんでしたので、地域力再生プロジェクト事業費についても皆減となっております。

○委員長（村上忠弘君）　ということです。よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（村上忠弘君）　訂正がございますので。

まちづくり推進課長、鈴木君。

○まちづくり推進課長（鈴木正之君）　先ほど向井委員の質問がありましたプラザ２１の指定管理料について、私、１４０万円と申し上げましたが、これは概数でありまして、予算計上しているのは１３２万８，０００円になっております。訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

○委員長（村上忠弘君）　以上で、まちづくり推進課の質疑を終わります。

昼食のため休憩いたします。

本日、森林組合総会に関係者出席のため、再開時間を午後２時３０分といたしますので、ご協力、よろしくお願いいたします。

休憩　午前１１時５８分
再開　午後　２時３０分

○委員長（村上忠弘君）　休憩を解き、会議を再開いたします。

私、委員長の方から向井議員に申し上げます。

午前中のまちづくり推進課の質疑の中で、町補助金の不適切処理に関連した発言があったと思いますが、不適当な発言でありましたので、一連の発言の削除をお願いしたいと思いますが。

向井君。

○９番（向井孝一君）　削除をするつもりはございません。
○委員長（村上忠弘君）　わかりました。
　次に、税務住民課より説明願います。
　税務住民課長、山田君。
○税務住民課長（山田哲也君）　（税務住民課長朗読説明、記載省略）
○委員長（村上忠弘君）　税務住民課長補佐、森山君。
○税務住民課長補佐（森山英樹君）　（税務住民課長補佐朗読説明、記載省略）
○委員長（村上忠弘君）　説明が終わりました。
　ただいまの説明に対し、質疑があればお受けいたします。
　苅屋君。
○１番（苅屋泰裕君）　９ページ、歳出の総務費で、委託料なんですけれども、前年度から来年度、６年度のところで２，４００万円くらいアップしているんですけれども、これはシステム委託料ということで、システム導入とかということではなく、委託で大体これくらいかかるよという見方で、理解でよろしいのでしょうか。
○委員長（村上忠弘君）　税務住民課長、山田君。
○税務住民課長（山田哲也君）　苅屋委員の質問にお答えいたします。
　説明の欄の中に、幾つか委託料を羅列してございますが、一番最後に戸籍総合システム標準化対応業務委託料というのがありまして、これが一番大きなウエートを占めているんですが、まず、ハード機器機材について、５年に１遍の交換の時期に、いまきておりまして、それの交換と、それに付随してセッティング等々を委託業務の中で行うということで、ちょっと大きな増になってございます。よろしくお願いします。
○委員長（村上忠弘君）　金額の内訳はいいですか。
○１番（苅屋泰裕君）　大丈夫です。
○委員長（村上忠弘君）　他にございませんか。
（「なし」の声あり）
○委員長（村上忠弘君）　以上で、税務住民課の質疑を終わります。
　次に、保健福祉課より説明願います。
　保健福祉課長、岸君。
○保健福祉課長（岸　貴之君）　（保健福祉課長朗読説明、記載省略）
○委員長（村上忠弘君）　保健福祉課主幹、吉田君。
○保健福祉課主幹（吉田明弘君）　それでは、説明を申し上げる前に資料の訂正をお願いいたします。
　総務産業常任委員会保健福祉課資料１ページ、２、改正条例の１の括弧内の平成の「成」の字が抜けています。
　続いて、２ページお願いします。第２条関係の１行目の冒頭の指定介護予防支援事業の事業の「業」の字、それぞれ抜け落ちていましたので、加筆修正をお願いいたします。

（何事か言う声あり）
○委員長（村上忠弘君）　わかりましたか。よろしいですか。
○保健福祉課主幹（吉田明弘君）　今後このようなことがないよう、チェック体制の強化に努めてまいります。大変申しわけございませんでした。
（保健福祉課主幹朗読説明、記載省略）
○委員長（村上忠弘君）　保健福祉課長補佐、山田君。
○保健福祉課長補佐（山田　薫君）　（保健福祉課長補佐朗読説明、記載省略）
○委員長（村上忠弘君）　保健福祉課主幹、吉田君。
○保健福祉課主幹（吉田明弘君）　（保健福祉課主幹朗読説明、記載省略）
○委員長（村上忠弘君）　保健福祉課主幹、小野寺君。
○保健福祉課主幹（小野寺さやか君）　（保健福祉課主幹朗読説明、記載省略）
○委員長（村上忠弘君）　保健福祉課主幹、吉田君。
○保健福祉課主幹（吉田明弘君）　（保健福祉課主幹朗読説明、記載省略）
○委員長（村上忠弘君）　保健福祉課主幹、村上君。
○保健福祉課主幹（村上拓也君）　（保健福祉課主幹朗読説明、記載省略）
○委員長（村上忠弘君）　保健福祉課主幹、小野寺君。
○保健福祉課主幹（小野寺さやか君）　（保健福祉課主幹朗読説明、記載省略）
○委員長（村上忠弘君）　説明が終わりました。
ただいまの説明に対し、質疑があればお受けいたします。
向井君。
○９番（向井孝一君）　参考資料の中で、第７期の今金町障がい福祉計画の中で、主なサービス提供基盤の整備状況という中に、株式会社ＴＡＩＳＨＩがあります。このＴＡＩＳＨＩという会社は何をされている会社なのか。
それと、今金町においてどういう仕事をなさっているのかご説明いただきたいと思います。
○委員長（村上忠弘君）　保健福祉課主幹、吉田君。
○保健福祉課主幹（吉田明弘君）　質問いただいたことについて、ご説明申し上げます。
まず、ＴＡＩＳＨＩさんですが、主に行っているのが、グループホームの障がい者のグループホーム、もう一点がＢ型の通所のものを行っております。
これは、グループホームにつきましては、障がい者の住まいのもので、養護学校の卒業生の方が入られておりまして、今金町出身の方はいまのところいらっしゃらないんですけれども、４名の方が入居、入所されていると伺っております。
Ｂ型ですが、今金町でいえば光の里さん、パンですとかシイタケですとかがあるかと思うんですけれども、それと同じ種類の障がい者サービスの事業になります。
行っているものといたしましては、バス停のトイレのお掃除ですとか、あとは郵便局の清掃業務、あとはじゃがいもの関係の加工の業務などをやっていると伺っております。

以上、説明になります。
○委員長（村上忠弘君）　よろしいですか。
他にございませんか。
苅屋君。
○１番（苅屋泰裕君）　常任委員会資料の６ページ、歳出、児童手当費なんですけれども、これ減額で減っているんですけれども、これはどういった理由で減ったのか教えていただけますか。
○委員長（村上忠弘君）　保健福祉課長、岸君。
○保健福祉課長（岸　貴之君）　児童手当費なんですけれども、これの減額ということは、対象者が減ったということで、当初予算である程度、小学校就学前、または中学生までとか、そういうような段階で積算をしていますけれども、転入や転出等、または出生が少なかったりという部分での実績数での減額となっておりますので、よろしくお願いをいたします。
○委員長（村上忠弘君）　苅屋君。
○１番（苅屋泰裕君）　わかりました。質問を変えます。
２４ページ、老人福祉費、この報償費なんですけれども、こちら長寿・健康祝金ということで、長年町に貢献してくださった長寿と健康でご年配の方々に支給するというものなんですけれども、年々、団塊の世代の方とかがこの年齢になってくると、だんだん人数も増えてくるのだろうと思っているんですが、この祝金などは、今後もこのような形で続けていくお考えなのか、ちょっとお聞かせいただけますか。
○委員長（村上忠弘君）　町長、中島君。
○町長（中島光弘君）　長寿・健康祝金の今後の話だと思います。
継続をしていくということは、私も町長の公約の一つでありますけれども、中身の見直しをするということもお約束をしております。
現在、いま８０歳で３万円、８８歳で５万円、１００歳で３０万円です。この金額の見直しはする予定でおります。
いまも老人クラブの皆さんと懇談をしたりするときには、そういう意向というか、話も聞いたりをしております。私が聞いている中では、高齢者の皆さんも、なくなるのはちょっと寂しいけれども、若い子育て層だとか、いろんなものに使うということはいいのではないかという意見もいただいておりますので、新しい年度は行革をしっかりやっていくという年にも位置づけておりますので、その辺の見直しについても、団体の皆さんだとか、高齢者の皆さんとしっかり懇談をして、内容を精査した中で、その次の年に向けては、見直しをしたものを提示をしたいと思っております。
○委員長（村上忠弘君）　苅屋君。
○１番（苅屋泰裕君）　僕も少しこの辺は見直しが必要なのではないかと思っていて、減額等々あったとして、そのお金、減額されたお金は、もちろんこれ高齢者の方々のために、また違う形で使われていくとか、そういうふうにやっていった方が、そ

れこそ医師とかそういうところの分野でもし足りないところに少し手当てをしていくとかということで､全体的に効果があるように考えていただきたいと思いますが、いかがですか。

○委員長（村上忠弘君）　町長、中島君。

○町長（中島光弘君）　参考にしてまいりたいと思っております。

○委員長（村上忠弘君）　他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（村上忠弘君）　以上で、保健福祉課の質疑を終わります。

４時まで休憩といたします。

休憩　午後　３時４５分

再開　午後　４時００分

○委員長（村上忠弘君）　休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、介護老人保健施設より説明願います。

介護老人保健施設事務長、立島君。

○介護老人保健施設事務長（立島　剛君）　（介護老人保健施設事務長朗読説明、記載省略）

○委員長（村上忠弘君）　説明が終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑があればお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（村上忠弘君）　以上で、介護老人保健施設の質疑を終わります。

次に、国保病院より説明願います。

国保病院事務長、杉山君。

○国保病院事務長（杉山輝希君）　（国保病院事務長朗読説明、記載省略）

○委員長（村上忠弘君）　国保病院事務局主幹、濱谷君。

○国保病院事務局主幹（濱谷幸男君）　（国保病院事務局主幹朗読説明、記載省略）

○委員長（村上忠弘君）　説明が終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑があればお受けいたします。

苅屋君。

○１番（苅屋泰裕君）　１ページの説明事項１です。

給与の増額が出るんですけれども、この５１万円になったとして、薬剤師の方が来る見込み的には、１万円増で可能性的にはどんなふうに感じていらっしゃいますか。

○委員長（村上忠弘君）　国保病院事務長、杉山君。

○国保病院事務長（杉山輝希君）　ご質問についてお答えいたします。

我々もいろいろと今金町としての給与費が全国的な比較等の中で適正な状況にあるのかどうなのか、厚労省の調べた調査物であったり、全国の自治体病院協議会が

調べた薬剤師にかかわる処遇についての結果等も出ております。そういったものを見ております。

まずは、民間の調剤さんというのは、やはり若年層を中心に非常に給与が高いということであります。

全国平均でも、初任給、年間ベースでいきますので賞与だとか全部含めて４４０万円を超えているというようなものが統計で出ております。それと比較して、今金町での薬剤師給与については、初年度ですと３５０万円ちょっとということで８０万円から９０万円くらい大きな開きが出ております。

ただ、これはもう給与の関係でありますので、容易に見直すことができないので、先ほど別なところで説明しました、奨学金の見直しであったり、また、継続協議をしておりますけれども、手当等のあり方についてもあわせて検討をさせていただいて、何とか民間との格差を少しでも縮めて、新卒者も働くというところに魅力を感じていただけるような、そういった給与体系も検討していきたいと思っています。

その中で、もう一つの考え方として、会計年度任用職員という形での採用も現在行っているところでございますが、これが従前ですと月額５０万円、年収にして６００万円ということでは、病院の給料表でいくと大体５０歳くらいの年齢の方、これ役職も何もつかないという形で単純計算した場合ですけれども、５０歳程度の給与費ということであります。

これが民間ベースと比較しても、さほど差のない状況であるとは思っておりますが、いつまでも５０万円を固定していくと、どんどんどんどん差がまた開いていくようなことにもなりますので、適時、適切な時期にこれらの是正をしていかなければならないと考えております。

何万円がいいのかというのは非常に難しいところではありますけれども、基本的には、人事院勧告で行われたベースアップだとか、そういったものも参考にしながら、一定期間のうちにわずかずつでも給与を上げて、その開きが大きくならないように抑制していくということが大事ではないかと考えております。

５０万円が５１万円というところに大きな魅力を感じるかどうかは別としながら、先々を考えた場合には、定期的な昇級というものも必要と考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○委員長（村上忠弘君）　いいですか。

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（村上忠弘君）　以上で、国保病院の質疑を終わります。

総務グループ全体を通して、委員の皆さんから何かございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（村上忠弘君）　ないようですので、以上で総務グループ各課の説明を終わります。

◎散会の宣告

○委員長（村上忠弘君）　本日の日程はすべて終了いたしました。

明日、午前１０時より産業グループの説明等がありますので、よろしくお願いいたします。

これをもちまして、本日の総務産業常任委員会を終わります。

どうもご苦労さまでした。

散会　午後　４時３０分